

# 令和 8 年 4 月

## 遊佐町農業委員会第 1 回総会議事録

1. 開催日程 令和 8 年 4 月 24 日（金） 午後 6 時 00 分～午後 7 時 00 分

2. 場 所 遊佐町役場 第 1 会議室

3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
- 報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
- 報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について
- 報告事項 4 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 議 第 1 号 非農地証明願いについて
- 議 第 2 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議 第 3 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について
- 議 第 4 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
- 議 第 5 号 農用地利用集積等促進計画案について

4. 出席委員 (16 名中 12 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	池 田 生 子	2	高 橋 昭 二	3	土 門 悟	4	
5		6	大 谷 吉 彦	7	鈴 木 宏 弥	8	佐 藤 啓 之
9	那 須 久 美	10		11		12	前 川 一 城
13	高 橋 敬	14	高 橋 晃 弘	15	三 浦 祐 輝	16	齋 藤 勝 広

5. 欠席委員 (4 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
4	池 田 恒 紀	5	常 田 俊 哉	10	伊 藤 幸 治	11	高 橋 茂 央

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

荒木 茂事務局長、石垣 学係長、高橋 息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので、遊佐町農業委員会の4月定例会を開催させていただきます。初めに、本日の出欠状況の報告を高橋懲罰委員長よりお願いします。</p> <p>(2番高橋昭二委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2番 高橋昭二委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>「4番 池田 恒紀」「5番 常田 俊哉」 「10番 伊藤 幸治」「11番 高橋 茂央」委員届出欠席。</p> <p>以上、欠席委員 4名、出席委員 12名で、過半数の委員が出席しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、齋藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
齋藤会長	(挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、齋藤勝広会長より議長をお願いします。</p> <p>(齋藤会長が議長に就き、委員に議事進行の協力を依頼する。)</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では9番 那須久美委員、12番 前川一城委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の高橋主事を指名します。</p> <p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。 合計8件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>続きまして、報告事項2. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について。</p> <p>番号1は第三者に利用権設定のため解約するものです。 番号2から8は経営移譲による契約者の変更のために解約するものです。 番号9、10は貸人の希望で契約終期を合わせて再度契約するために解約するものです。</p> <p>なお、それぞれに関係する案件については、後ほど各議案で説明いたします。</p> <p>続きまして、報告事項3. 賃借料の変更通知書の受理について それぞれで当事者の合意により賃借料を変更するものです。</p> <p>続きまして、報告事項4. 地目変更登記に係る照会に対する回答について</p>

事務局	<p>説明いたします。補足説明資料 1 ページから登記官からの照会書、事務局長名での回答書等を添付しておりますので併せてご覧ください。</p> <p>番号 1 の照会地は、農業振興地域内、都市計画区域外の農地で、4 月 8 日に事務局で現地確認を行いました。国道整備の残地となっており、当時から耕作されず現在に至っているようです。公共工事に伴うものであり、隣地との形状から、固定資産税も 20 年以上前から宅地として課税されており、原状回復命令は行わないと 4 月 8 日付けで法務局酒田支局に回答しております。</p> <p>番号 2 の照会地は、農業振興地域内、都市計画区域内の農地で、昭和 23 年頃には既に家屋が建築され現在に至っています。4 月 8 日に事務局で現地確認を行い、非農地であることを確認し回答しております。</p> <p>番号 3 の照会地は、農業振興地域内、都市計画区域外の農地で、4 月 10 日に事務局で現地確認を行いました。昭和 45 年 12 月頃から農地転用許可を得ないまま住宅の敷地として使用し現在に至っており、固定資産税も当時から宅地として課税されているようです。周辺の農地に影響はないと判断し、原状回復命令は行わないと 4 月 10 日付けで法務局酒田支局に回答しております。説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等がありましたらお願いします。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、三浦祐輝委員長より報告をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(15 番 三浦祐輝委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番 三浦祐輝委員	<p>4 月 17 日に、第 2 会議室で委員 7 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積等促進計画案に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 2 号、3 号、4 号、5 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第 1 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p style="text-align: center;">(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>説明いたします。審査基準書は 1 ページ、補足説明資料は 13 ページからご覧ください。</p> <p>番号 1 の申請地は、都市計画区域内、農業振興地域外、土地改良受益地外で、付近の東側では高速道路の開通工事が進んでいます。周辺は山林化しており農作業機械が通れる道路等にも接しておらず、固定資産税は最低でも 20 年以上前から山林で課税され現在に至っています。農地に復元することは著しく困難で、復元しても農地として継続利用できない状況であると判断します。</p> <p>番号 2、番号 3 は一括で説明いたします。</p> <p>審査基準書は 3 ページ、補足説明資料は 19 ページから併せてご覧ください。</p> <p>申請地は都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地内で、昭和 55 年頃よりニジマスの養殖用の生簀として使用されていましたが、</p>

事務局	<p>現在、養殖はしておらず施設はそのままの状態になっております。各地番事の現況は審査基準書 4 ページ下の写真をご覧ください。農地に復元するのは著しく困難な状況で、固定資産税もそれぞれ雑種地、宅地、池沼で課税されています。</p> <p>番号 1 から 3 まで、17 日に高橋土地専門部会長、佐藤副部会長、高橋晃弘委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、このあと報告をお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 1 から 3 について 13 番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。</p>
13 番高橋敬委員	<p>はい、報告させていただきます。審査基準書の 1 ページをご覧ください。</p> <p>1 番は下の図のとおり、かなり細かい区分けになっていますが、元々はすべて畑だったようで、ちょうど真ん中あたりの場所になっています。</p> <p>審査基準書の 2 ページに現地調査の写真がありますが、場所は高速道路のすぐそばになります。写真にあるように、少し先が明るくなっていますが、2、30m 先が高速道路ということでもかなり開発の手が入っています。</p> <p>ただ、実際の畑の場所は特定することはできませんでした。すでに 20 年、30 年経ったような杉の大木ばかりでした。一部、畑をしていたような背の低い木がある場所もありましたが、現状が畑になっている場所はまったく見当たりませんでした。場所も特定できず、この辺りですねと見てきたというのが正直なところであります。畑に戻すということは難しいと思いますので、非農地に相当すると思います。</p> <p>2 番、3 番については鮭孵化場の西側になります。審査基準書は 4 ページ下の右側に孵化場の入口が見えています。</p> <p>以前はここでマスの養殖をしていたようですが、今は川からの水が溜まっているだけで、利用はされていない状態のようです。</p> <p>養殖は 3 名で始めたようですが、1 名はすでに非農地の申請を行っています。今回は、残った 2 名の方が申請を行ったというものです。</p> <p>この場所は全面がコンクリートで固められ、農地に戻すことは無理であると見てきましたので、非農地に相当すると思います。以上です。</p>
議長	<p>次に、8 番佐藤副部会長より現地調査の報告をお願いします。</p>
8 番佐藤啓之委員	<p>先ほどの高橋部会長の報告のとおりですので、補足は特にございません。</p>
議長	<p>次に、14 番高橋晃弘委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
14 番高橋晃弘委員	<p>先ほどの部会長、副部会長からの報告のとおり、1 番の申請地については、最新の写真を見ても 30 年は経過していると思われる山林になっています。図面上は広い道路も付いているようですが、ほとんど歩けない状態です。現在の杉林の状況では畑に復元するのは不可能だろうと思われます。</p> <p>2 番、3 番のほうはコンクリート構造物が作られてから 50 年くらいになっている状態で、農地に戻すことは難しいだろうと思いますので、非農地に相当すると思います。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p>

議長	<p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 1 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 1 号 非農地証明願いについて、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 2 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 5 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>番号 1、この案件は現地調査を那須委員にお願いしていましたので、後ほど調査結果の報告をお願いいたします。</p> <p>申請地は元々譲受人の所有地でしたが、譲渡人と譲受人は親族関係のようで、過去にお金を借りるような形で一度売買しているということでした。</p> <p>今回、一度売った田を買い戻す形になるため、金額については先ほど説明した事情もありますので、当事者希望の金額そのままでの申請となりました。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 1 について、9 番 那須久美委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
9 番那須久美委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>事務局の説明のとおりですが、譲受人のお宅は譲受人の実家で、譲受人が家を建てたときに田を買ってもらったようです。</p> <p>その後も耕作は譲受人がしていました。譲受人は 80 歳を超えており、跡継ぎの息子さんに譲るときのことを考えて、売った田を買い戻したいと考えたそうです。息子さんは 50 代の農協職員で、今は一緒に暮らしていませんが農作業もこなしており、生産組合の集会や地域の行事にも参加しており関係は良好です。金額については周辺に比べ高いように感じますが、当事者同士の事情を考え許可相当と思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>ただいまの案件について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、議第 2 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 3 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 6 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>新規設定の案件について説明いたします。</p> <p>番号 1、この案件は、池田恒紀委員に現地調査をお願いしていましたので、調査結果も併せて報告いたします。</p> <p>この案件は契約更新のタイミングで借人が変更になるものです。</p> <p>現耕作者から契約を更新しないと話があり、借人に相談し貸借で合意したものです。</p> <p>また、借人については、労力、機械などはまったく問題ないということでした。</p> <p>番号 3 から 5 までは一括で説明いたします。</p> <p>これらの案件は、経営移譲のために、今までの契約を一度解約し、息子の名前で再度契約するものです。</p> <p>また、経営移譲のための使用貸借や、その他貸借の耕作者変更についても後ほど説明いたします。</p> <p>現地調査は伊藤幸治委員をお願いしており、報告を預かっていますので、そのまま読み上げさせていただきます。</p> <p>4 月 9 日に話を聞いたところ、本来ならもっと早く息子に経営を移したかったが、今になってしまったと話していました。</p> <p>そして、自身も高齢になり法人との両立も難しいと話していました。</p> <p>借人は就農して約 15 年で家の仕事もメインでこなしているので何の問題もありません。</p> <p>番号 6 から 8 も一括で説明いたします。</p> <p>これらは、昨年 6 月から茂り松と日向台で畑を借り耕作している借人が拡大を希望し、齋藤会長に農地を紹介していただき、合意となったものです。</p> <p>今回の申請地は、3 筆とも現在貸借している場所の北側に隣接している場所になっています。</p> <p>現地調査は齋藤会長をお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>次に、私から番号 6 から 8 について現地調査の報告をします。</p> <p>借人は昨年から、今回申請地の南側を借りていましたが、昨年は秋にトラクターで一度耕起しただけでした。作付けできなかつた理由は苗作りに失敗してしまい遊佐の畑には作付けできなかつたということでした。</p>

議長	<p>た。</p> <p>借人は酒田でも畑を耕作しており、買っている農地も多いようで、遊佐にも農地を求めてきたということのようです。</p> <p>酒田でも急激に拡大していますが、今のところトラブルも聞かず、しっかり耕作しているようなので、申請は短期の契約ということで様子を見守りたいと思います。以上です。</p> <p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>ただいまの案件について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 3 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 4 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 10 ページからご覧下さい。</p> <p>農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>番号 1、こちらは先ほどの賃貸借で説明のとおり、経営移譲のために、息子に所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>現地調査は伊藤幸治委員にお願いしており、賃貸借での報告のとおり権利設定については問題ないとのことでした。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>ただいまの案件について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 4 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 5 号 農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)

議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は14ページからご覧下さい。 遊佐町長から農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に意見を求められています。 内訳は、所有権移転は1件、利用権設定が11件、利用権移転は10件となっております。 各新規案件について説明いたしますが、地番や面積など詳細は議案書と審査基準書でご確認ください。 所有権移転について。 番号1、両者は、昨年8月総会でも売買しており、それに続けて所有者から売買をお願いし合意したようです。 申請地は筆が細かく分かれています、一番面積が大きい筆をメインに、その中で細かく分筆されているようです。また、圃場の一部が白く抜けていますが、ここは鉄塔が建っている状況です。 現地調査は那須久美委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。 利用権設定について。 番号1、今までの契約を解約し、新しい耕作者として借人と合意したものです。 番号4から8、これらは先ほど3条賃貸借と使用貸借で説明した経営移譲のために、現在の契約を解約し、借人が変更になるものです。 利用権移転について。 番号1から2、これらは先ほども説明した経営移譲のために利用権を移転するものです。2件に分かれている理由は契約期間の違いによるものです。 番号3、法人から個人に耕作者を変更するものです。 番号4、法人から個人に耕作者を変更するものです。 番号5から7、これらは現耕作者の法人設立に伴って、耕作地の一部の契約者を法人に変更するものです。番号が分かれている理由は契約期間の違いによるものです。 番号8から10、これらは現耕作者が貸借している場所の一部を利用権移転するものです。 新耕作者は父が法人の構成員になっているようですが、個人で田をやってみたいということで新耕作者が借人になるということです。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、所有権移転の番号1について、9番 那須久美委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
9 番那須久美委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書は14ページになります。 今回の申請地は、昨年両名で売買した場所よりもさらに山側で、鉄塔や電柱がある圃場です。東から2枚と集落の中の圃場は豆を、他は水稲が作付けされているようです。 この圃場は基盤整備から50年以上経過し、中山間地で条件も悪く、畦畔に石がごろごろしていて、法面も高く草刈りも大変で耕作に手間がか</p>

9 番那須久美委員	<p>かる場所です。平場に比べると収量もかなり低く、近隣の方々も安くても買わないと言っている場所です。また、鉄塔は、さらに大きい物に今年建て替える予定があるようです。</p> <p>所有者は耕作できる人がいないので早く手放したいということで、前回と同じ条件でも良いということでしたが、譲受人に少しだけ色を付けていただきました。</p> <p>譲受人は 63 歳ですが、娘婿さんが農業を手伝ってくれるなど、跡継ぎもいるので安心して任せられると思います。以上です。</p>
議長	<p>それでははじめに、利用権設定の番号 3 と番号 10 について審議いたします。</p> <p>この案件は、9 番 那須久美委員の家族に関する案件ですので、那須委員は一時退席願います。</p>
	(9 番 那須久美委員 一時退席)
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 5 号、利用権設定の番号 3 と番号 10 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>那須委員は着席願います。</p>
	(9 番 那須久美委員 着席)
議長	<p>次に、利用権設定の番号 11、利用権移転の番号 5 から 10 について審議いたします。</p> <p>この案件は、私に関する案件ですので、会長代理の三浦委員と議長を交代します。</p>
	(議長を三浦委員と交代)
議長 (三浦委員)	<p>暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、齋藤会長は一時退席願います。</p>
	(齋藤勝広会長 一時退席)
議長 (三浦委員)	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>利用権設定の番号 11、利用権移転の番号 5 から 10 について、何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>利用権設定の番号 11、利用権移転の番号 5 から 10 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>齋藤会長は着席願います。</p>
	(齋藤勝広会長 着席)
議長 (三浦委員)	<p>それでは、齋藤会長と議長を交代いたします。</p>
	(齋藤会長 議長席へ)

議長	次に、利用権移転の番号3について審議いたします。 この案件は、3番 土門悟委員に関する案件ですので、土門委員は一時退席願います。
	(3番 土門悟委員 一時退席)
議長	それでは質疑に入ります。 何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 利用権移転の番号3について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。 土門委員は着席願います。
	(3番 土門悟委員 着席)
議長	次に、利用権移転の番号4について審議いたします。 この案件は、2番高橋昭二委員と14番高橋晃弘委員に関する案件ですので、高橋昭二委員と高橋晃弘委員は一時退席願います。
	(2番 高橋昭二委員、14番 高橋晃弘委員 一時退席)
議長	それでは質疑に入ります。 何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 利用権移転の番号4について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。 高橋昭二委員と、高橋晃弘委員は着席願います。
	(2番 高橋昭二委員、14番 高橋晃弘委員 着席)
議長	最後に、ただいま審議いただいた案件以外について審議いたします。 何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 利用権設定の番号3、番号10、番号11、利用権移転の番号3から11以外の案件について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第5号 農用地利用集積等促進計画案について、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。 予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし) 無いようですので、これで4月の定例総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。